平成２９年（フ）第４４号
長野県下伊那郡売木村553番地　萩原定住１号　Ａ１
債務者　髙坂　昭治
１　決定年月日時　平成29年７月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第８３６号
名古屋市熱田区幡野町９番５号　ラフィナート幡野102号
債務者　北原　匡樹
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２２号
三重県鈴鹿市岸岡町1958番地の１、前住所三重県鈴鹿市野町東１丁目２番22号　サープラスアルカディアＢ203号
債務者　河合　美於
１　決定年月日時　平成29年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６２号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目50番地の７
債務者　河田　正直
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１５号
愛媛県松山市久万ノ台170番地　レオパレスブランはじめ102号
債務者　堀内　正宏
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７１号
愛媛県新居浜市大生院215番地の１
債務者　野並　茂子
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１５４号
宮崎市大塚町水流5127番地１　フォレストウィンドイン大塚305号、前住所福岡県久留米市津福本町1540番地２
債務者　坂谷壽美人
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６６号
鹿児島県姶良市西餅田83番地　Ｓｅｒｅｏ姶良Ｃ202号
債務者　堂山実乃里（旧姓中原）
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
鹿児島県枕崎市宮前町149番地
債務者　下山　洋子
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第５２号
鹿児島県出水市高尾野町大久保3483番地16
債務者　山口みゆき
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
石川県河北郡津幡町字南中条ト177番地１、従前の住所石川県河北郡津幡町字緑が丘２丁目98番地
債務者　巧建こと　浦野　輝夫
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７８号
石川県河北郡津幡町字南中条ト177番地１、従前の住所石川県河北郡津幡町字緑が丘２丁目98番地
債務者　浦野組こと　浦野　美紀
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９８号
金沢市三馬１丁目146番地　フレグランスパヒューム201号
債務者　竹内　愛理
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９９号
石川県野々市市堀内３丁目131番地　ＫＤハイム102号、従前の住所石川県野々市市野代３丁目101番地１
債務者　坂井　英敏
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１７号
金沢市長土塀２丁目９番９号、従前の住所金沢市木倉町６番６号（従前々の住所）石川県加賀市山中温泉泉町11番地
債務者　西花　志野
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２９号
金沢市黒田２丁目156番地、従前の住所金沢市西泉４丁目139番地１
債務者　室谷　和枝
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３号
兵庫県明石市大久保町西島481番地の４　アバンツァート西島205号
債務者　山中　早紀（旧姓山際・加藤）
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係